

土木図書館におけるデジタルライブラリーへの取り組み(その4)

- 土木学会学術論文公開と著作権について -

(社)土木学会附属土木図書館 正会員 坂本真至

1. はじめに

土木学会では2008(平成20)年1月から、学会が発行する学術論文のweb公開について本運用を開始している(22誌7万件、図-1参照)。筆者は情報資料部門土木図書館委員会(以下図書館委員会)の事務局として公開準備に関わってきたが、本運用開始にあたっては、著作権についてクリアする必要があった。

ここでは、土木学会における著作権の基本的な考え方を現行規程などにより整理するとともに、学術論文のwebでの公開にあたっての著作権の取り扱いと今後の課題についても述べる。



図-1 土木学会学術論文公開サイトトップ画面
(URL <http://www.jsce.or.jp/library/open/>)

2. 学術論文公開と著作権処理の現況

図書館委員会では、学術論文公開に関わるガイドラインの整備と学会でのオーソライズ化を進め、2007年5月の理事会承認を受けて試行運用を同年10月から実施し、関係委員会との連携の下にデータの整備と会員認証などの技術的な課題への対処を行ってきた。本年1月からは本運用を開始し、平行して個々の論文の著作権処理についても、土木学会誌1月号に基本的な考え方の提示と著者個々への許諾承認依頼を掲載している。

3. 土木学会における著作権譲渡の規程

「土木学会出版規程」によれば、著作権譲渡に関する規程は以下の通りである。

第5条 著作物の著作権は本会に帰属(譲渡)する。/ 2. 本会は著作者の承諾なく著作物を自由に公表することができる。/ 3. 本会が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、著作者はこれに同意する。/(以下、略)

ここでは、土木学会への著作権譲渡が言われているが、著作者人格権(同一性保持権、公表権、氏名表示権など)と著作財産権(複製権、編集・出版権、公衆送信権など)との区別が曖昧である。藤田によれば、科学技術系学会誌177誌中174誌が学会に譲渡するとしているが、その内容はほとんどが不十分であるとの指摘がある¹⁾。著作権法では、著作者人格権は譲渡不可と定義しており、例えば公表権は譲渡できないので、5条2項は書き方を変える必要がある(「本会は前項に基づき、著者の表現のオリジナリティを損なわないことを前提に複製・編集及び出版を行うことができる」など)。また同一性保持権についても譲渡できないことから、5条3項の規程は無理がある(オリジナリティを損なう改変は一切認められず、概要版などの編集であっても著者の同意を得る必要がある)。これらについては学会内で検討を要するが、ここでは指摘するに留めておく。

4. 学術論文公開における著作権の考え方

(1) 著作権譲渡規程制定の時期による場合分け

上記の出版規程における譲渡条項(第5条1項)が制定されたのは、2000年とのことである。したがってこの前後で考え方は2通りある。

キーワード：著作権，学術論文公開，デジタルライブラリー

連絡先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1 Tel 03-3355-3596 Fax 03-3355-6055 Email:sakamoto@jsce.or.jp

a. 著作財産権が学会に帰属している場合（出版規程第5条1項が適用される場合）

b. 著作財産権が学会に帰属していない場合（同5条1項制定以前の場合）

a. のケースは、著作者人格権についてのみ、著者名明記の原文 pdf イメージが収録され改ざんなどがないことを確約・通知すれば、公開における著作権はクリアできる。

また b. のケースについては、譲渡規程制定以前であり、著者が著作者人格権はもとより複製権及び公衆送信権などの著作財産権をも有することから、厳密に言えば著者一人ひとりに対して、譲渡許諾を取る必要が生じることとなる。しかしそれには膨大な手続きの作業が発生し現実的ではないこと、また執筆者の大半は自著論文の公開を望んでいると推定されることから、以下のような代替案を提案した。

代替案：規程制定以前においても遡って出版規程第5条1項の趣旨を適用し、著作財産権については複製及び公衆送信に対して無償提供の許諾（譲渡）を得ること、人格権については a. 同様の確約・通知の上、了承を得ることとし、問題ある場合（譲渡が不可の場合）には申し出に応じずみやかに非公開とする。

このような一括遡及許諾方式については見解が分かれており、次善の策として止むを得ないとする機関がある一方で、例えば広島大学図書館リポジトリアドバイザーの黒澤は、個別に許諾を取るべきで一括許諾には無理があるとしている²⁾。

（2）提示方法と結果

上記の考え方をもとに、土木学会誌 2009（平成 21）年 1 月号会告欄に、図書館委員会委員長名で『「土木学会学術論文等のインターネット公開」の本運用のお知らせと既発表論文の収録許可のお願い』と題する記事を掲載し、また土木学会 HP の学術論文公開ページにも掲示して、3 月末までを期限として、問題がある場合には申し出て頂くことを周知した。

当原稿執筆時点ですでに締め切りを過ぎているが、これまでに掲載不許可の申し出は 1 件も出ていない。今後も窓口はそのままに、もし問題があがってきた場合には、上記の考え方を十分に説明し、理解を頂くとともに、不許可の場合にはすぐに非公開の処置を取れるようにしている。

5. 今後の課題

土木学会における著作権は、原則的には著作権譲渡規程を有するが、学会としての基本的な考え方にまだ差があり、学会内のコンセンサスを得ることが最重要課題である。また規程類についても見直しをしていく必要がある。

学術論文公開については、基本的な考え方はオープンアクセスの実現であり、参照・引用機会の増大をはかることが、論文執筆者の本来の目的にかなった姿と考える。したがって著作権の譲渡を前提とし、インターネットによる積極的な公開とのスタンスは変わらないであろう。

学術論文と学会出版物では多少考えを異にするが、しかし、大きな枠組みでは、学会出版物は公益的な事業とされていることから、収支を相償できることを前提に、学術文化に貢献する学会の使命に連なるものと思われる。著作権の思想を尊重しつつ、学会としての本来のあり方を、新しい技術で実現していくことは、大きな流れにかなっているものとする。

参考文献

- 1) 国内科学技術系学会誌の投稿規程の分析：参照文献の記述、著作権を中心として(II)、藤田節子、情報管理、2006、48-11、pp.729-733
- 2) 機関リポジトリと著作権 Q&A、黒澤節男、広島大学図書館、2008.3、pp29-30 (<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065>)
- 3) 土木図書館におけるデジタルライブラリーへの取り組み、坂本、年講、vol160、2005、CS12-005
- 4) 同（その2）、坂本、年講、vol162、2007、CS7-0015
- 5) 同（その3）、坂本、年講、vol163、2008、CS7-06